

参加者募集

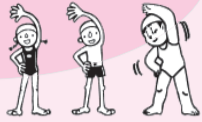
※原則として、費用の記載のないものは無料です。

第24回武蔵村山市 グラウンドゴルフ大会

▼期日 9月11日(日)
※雨天中止(午前6時30分に決定)
▼会場 総合運動公園運動場(第1運動場・第2運動場)

▼受付 午前8時～8時20分(受付はチームごとに行うこと)
▼開会式 午前8時30分から
▼第2運動場で実施(参加者は全員出席のこと)
▼競技開始時間 午前9時
▼参加資格 ①市内在住・在勤および在学者で構成されたチームであること。
②1チーム5人とし、性別は問いません(小学生が参加する場合は、1チーム2人以上)。
▼参加チーム数 1先着72チーム

8月の東京経済大学 村山校舎の屋内プール 市民開放日



東京経済大学村山校舎の屋内プールを、次のとおり開放します。
▼開放日=8月7日・14日・28日(日)
※日程は、都合により変更する場合があります
▼利用時間=午前10時～午後4時
▼利用料(1時間につき)=子ども(小学1年生から中学3年生)50円・大人(高校生以上)200円、市内在住65歳以上50円(受付で保険証等で住所・年齢を確認します)
※大学の駐車場は一切利用できません
問い合わせは、教育委員会生涯学習スポーツ課(☎市役所内線655)へ。

学校体育館 一般開放

体育推進員連絡会では、日ごろの運動不足の解消や新しいスポーツの案内等かねて、毎月1回小学校の体育館を市民のかたに開放するスポーツデーを下表のとおり実施しています。参加は自由ですので気軽にお出かけください。

問い合わせは、教育委員会生涯学習スポーツ課(☎市役所内線654・655)へ。

表 開放日程

会場	市立一小体育館(中藤地区)
開放日	8月14日(日)
利用時間	午前10時～午後3時
種目	・ミニテニス ・バドミントン ・ビーチバレーボール ・卓球など

※ご利用の際には、体育館シューズを必ずご持参ください。
※都合により変更になる場合もあります。
※用具の準備は体育推進員が行います。
※市立八小体育館(西部地区)及び市立雷塚小体育館(北部地区)は、耐震工事のため中止します。
※市立村山学園体育館(南部地区)は、防災訓練のため中止します。

▼申込方法 指定用紙で、8月1日(日)から9月1日(木)までに、教育委員会生涯学習スポーツ課へ持参してください。

▼実施要項 指定用紙配布場所 7月29日(金)から生涯学習スポーツ課、市役所市政情報コーナー、緑が丘出張所、総合体育館で配布します。また、教育委員会ホームページ「体育・スポーツ」内からもダウンロードできます。
問い合わせは、教育委員会生涯学習スポーツ課(☎市役所内線655)へ。

緑が丘ふれあいセンター

申し込み・問い合わせは、緑が丘ふれあいセンターへ。
【第1月曜日は、休館日】
☎(560)0755
ホームページ(http://www1.yel.m-net.ne.jp/~m-fureai/)

ママのためのわいわいカフェ



ママのためのわいわいカフェは、地域のお母さんたちの交流の場です。

月に1度ふれあいセンターの保育室で、題材を決めておしゃべりをしたり、物作りをします。
こんなことやりたいな!あんな講座やりたいな!など気軽にご相談ください。
皆様のご意見・ご参加お待ちしております。
なお、参加費は無料ですが、物作りの際は別途材料費がかかります。

図書貸出を ついでに



男女共同参画センター「ゆあい」の情報コーナーでは、市内在住・在勤・在学のかたに図書の貸出をしています。2週間5冊まで借りられますので、ぜひご利用ください。
緑が丘ふれあいセンターホームページで全図書一覧や貸出ランキングも見られます。

官公署だより

◆在日米軍横田基地で働いてみませんか(駐留軍等労働者労務管理機構) 駐留軍等労働者労務管理機構(LMO)では、在日米軍基地での求人情報を掲載しています。詳細及び応募に必要な履歴書等は、当機構ホームページの「求人情報」をご覧ください。
ご応募をお待ちしています。
【ホームページ】(http://www.lmo.go.jp) 【携帯電話ホームページ】(http://oubo.lmo.go.jp/bosyu_list_m) 【横田支部管理課】(542)7663

◆都営住宅入居者の募集(JKK東京「東京都住宅供給公社募集センター」) ①家族向(ポイント方式) ②単身者向(単身者用車いす使用者向・シングルバーニア住宅③事業再建者向定期使用住宅④家族向・単身者向(一般募集住宅) ⑤定期使用住宅(若年ファミリー向) ⑥定期使用住宅(多子世帯向) ⑦若年ファミリー向
申込書・募集案内の配布は、8月1日(月)～8月10日(水)ま

で、都庁、東京都住宅供給公社募集センター(募集期間中のみ公社ホームページからダウンロードも可)及び市役所市政情報コーナー・緑が丘出張所で配布。なお、6日(土)・7日(日)については、都庁、東京都住宅供給公社募集センターのみ配布。事業再建者向定期使用住宅は、上記のほか東京都中小企業振興公社、各支社でも配布します。申し込みは8月15日(月)(必着)までに郵送で☎(0570)010810※市外局番03は必要ありません。期間外と事業再建者向定期使用住宅については、☎03(3498)8894(土・日を除く)

◆第190回東京都都市計画審議会 9月8日(水)午後1時30分、都庁会議室。事前抽選で15人まで傍聴可。申込期限は8月19日(金)(消印有効)。住所・氏名・電話番号を記載した往復はがき(1人1通のみ有効)で、〒163-8001東京都都市整備局都市計画課へ。審議案件の照会は、都庁ホームページ(http://www.metro.tokyo.jp)又は都庁都市計画課☎03(5388)3225へ。

◆マンション耐震セミナー(東京都都市整備局) 9月3日(土)午後1時30分～5時、東京都議会議事堂1階「都民ホール」(新宿区西新宿2-8-1)。マンション管理組合・区分所有者等対象。定員250人(要予約)。無料。申し込みは、電話で特定非営利活動法人建築技術支援協会(サーツ)☎03(5689)2912又はファクス03(5689)2912へ。☎マンシヨン課☎03(5320)4944

◆話してみよう、英語③(都立武蔵村山高等学校) 8月13日・20日(土)午後5時30分～8時。成人対象。受講料500円。定員20人(抽選)。8月1日(月)～8日(月)までに往復はがきに講座名、氏名、住所、性別、年齢、電話番号を記入の上、〒208-0035東京都武蔵村山市中原1-7-1都立武蔵村山高等学校公開講座係へ☎竹内☎(560)1271

◆はたらく消防の写生会作品展(北多摩西部消防署) 8月18日(木)～24日(水)午前8時30分～午後5時15分、武蔵村山市役所1階ロビー。今年は、消防団も協力いただき、市内の小中学校8校、1235人がはたらく消防の写生会に参加しました。参加校の入選作品を展示します☎☎(565)0119

◆創業支援セミナー 日時 9月10日・17日・24日(土)・25日(日)、10月1日(土)・2日(日)、午前9時30分～午後4時30分
▼場所 立川商工会議所
▼対象 独立開業を目指すかた、創業に関心のあるかた
▼受講料 5,000円
▼定員 70人
▼定員になり次第締め切り
※立川商工会議所、日野市商工会、東大和市商工会、武蔵村山市商工会の共催で募集しています。

で、都庁、東京都住宅供給公社募集センター(募集期間中のみ公社ホームページからダウンロードも可)及び市役所市政情報コーナー・緑が丘出張所で配布。なお、6日(土)・7日(日)については、都庁、東京都住宅供給公社募集センターのみ配布。事業再建者向定期使用住宅は、上記のほか東京都中小企業振興公社、各支社でも配布します。申し込みは8月15日(月)(必着)までに郵送で☎(0570)010810※市外局番03は必要ありません。期間外と事業再建者向定期使用住宅については、☎03(3498)8894(土・日を除く)

◆第190回東京都都市計画審議会 9月8日(水)午後1時30分、都庁会議室。事前抽選で15人まで傍聴可。申込期限は8月19日(金)(消印有効)。住所・氏名・電話番号を記載した往復はがき(1人1通のみ有効)で、〒163-8001東京都都市整備局都市計画課へ。審議案件の照会は、都庁ホームページ(http://www.metro.tokyo.jp)又は都庁都市計画課☎03(5388)3225へ。

◆マンション耐震セミナー(東京都都市整備局) 9月3日(土)午後1時30分～5時、東京都議会議事堂1階「都民ホール」(新宿区西新宿2-8-1)。マンション管理組合・区分所有者等対象。定員250人(要予約)。無料。申し込みは、電話で特定非営利活動法人建築技術支援協会(サーツ)☎03(5689)2912又はファクス03(5689)2912へ。☎マンシヨン課☎03(5320)4944

緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化に向けて

都では、本年4月から「東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例」を施行しています。
目的は、震災時に沿道建築物の倒壊による道路閉塞の防止と救急救命活動の生命線となる、復旧・復興の大動脈の役割を担う通行機能の確保です。
条例では、緊急輸送道路の沿道建築物について、耐震化を推進していくこととしています。

1. 耐震診断の実施が義務化されます
2. 助成・支援等
3. 道路幅員のおおむね2分の1以上の高さの建築物
- (3)耐震診断以外の義務

①耐震診断や改修の実施状況の報告義務。
②耐震性能を満たしていない場合には、耐震改修等の実施に努める。
③耐震診断や改修を実施した際は、その内容を知事に報告義務。
東京都では、条例の施行に伴い費用の助成や相談体制の充実、情報提供など、所有者の耐震化を支援するための様々な施策に取り組んでいます。

詳しくは東京都又は市役所都市計画課窓口までお問い合わせください。
大地震から都民の生命と財産を守るとともに、首都東京の機能を確保するため、皆様のご理解・ご協力をお願いします。

【問い合わせ先】
○東京都都市整備局市街地建築部建築企画課耐震化推進係 ☎03(5388)3362(直通)
○市役所都市計画課(☎内線273)
○ホームページの紹介
東京都耐震ポータルサイト(http://www.taishin.metro.tokyo.jp/)

「指定」された道路沿道の建築物(特定沿道建築物)は、以下①～③すべてに該当するものについて、耐震診断が義務化されます。

①敷地が特定緊急輸送道路に接していること
②昭和56年6月1日施行の耐震基準改正前に建築されたもの

武蔵村山市商工会から
☎(560)1327

武蔵村山市内の「指定」された道路は以下のとおりです
新青梅街道、残堀街道の一部(新青梅街道以南)、旧日産通りの一部及び旧青梅街道の一部(新青梅街道以北から市庁舎まで)。